

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○告示(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課)	(10・21掲示) 1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)(水産政策課)	1
○国土調査の成果の認証(用地対策課)	1
○道路の区域変更(道路課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の指定(会計管理課)	1
公告	
○高知県功労者の表彰(人事課)	1
○換地計画の適否決定(宿毛市)(農業基盤課)	2
落札公告	
○落札者等の公告(3件)(総務事務センター)	2

告 示

高知県告示第902号の2
令和3年3月高知県告示第233号(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。
令和3年10月21日(掲示済)
高知県知事 濱田 省司

2の(7)中「11.7トン」を「25.587トン」に改める。
3の(7)中「0.4トン」を「1.02トン」に改める。

高知県告示第944号
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
令和3年11月5日
高知県知事 濱田 省司

区域及び区分
高知県漁業協同組合の地区のうち旧窪津漁業協同組合の地区
小型定置漁業及び大型定置漁業
高知県告示第945号

安芸郡安田町西島及び東島の各一部地区並びに幡多郡黒潮町入野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和3年11月5日
高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
 - 安田町
 - 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
 - 安芸郡安田町西島及び東島の各一部
平成29年度から令和元年度まで
 - 幡多郡黒潮町入野の一部
平成22年度及び平成23年度
- 成果の名称
 - 安田町地籍図及び地籍簿
 - 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
令和3年11月5日

高知県告示第946号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年11月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年11月5日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 中津公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
吾川郡仁淀川町下名野川字下井350番1から吾川郡仁淀川町下名野川字ノヂ1190番12地先まで	前	3.0	249
		16.3	
吾川郡仁淀川町下名野川字下井363番2から吾川郡仁淀川町下名野川字ノヂ1190番2	A	3.0	150
		16.3	

まで	後		
吾川郡仁淀川町下名野川字下井350番1から吾川郡仁淀川町下名野川字ウヅシリ385番1まで	B	7.2 1 23.4	216

高知県告示第947号
高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。
令和3年11月5日
高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市葛島二丁目8番地38-201号
四ノ宮 貴代
- 売りさばき所の所在地及び名称
高知市葛島三丁目10番16号
行政書士中山健二法務事務所内
- 指定年月日
令和3年10月21日

公 告

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)第2条第1項の規定により、令和3年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。
令和3年11月5日
高知県知事 濱田 省司

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	仲 田 強	土佐清水市グリーンハイツ
農林業関係	林 幸 一	高岡郡四万十町大正中津川
水産業関係	浦 尻 和 伸	宿毛市小筑紫町大海
社会福祉関係	加 藤 美代治	吾川郡いの町駅東町
同	楠 本 光 春	吾川郡いの町天王南一丁目
同	徳 弘 朋 子	高知市布師田
保健衛生関係	宇 賀 四 郎	香美市土佐山田町栄町
同	八井田 桂	香美市土佐山田町西本町五丁目
同	川 本 漁 生	高知市竹島町
同	豊 田 邦 江	高知市六泉寺町

同 環境保全関係 災害防除関係 同	三宅弘晃 矢野啓介 濱田政彦 徳久靖洋	高知市瀬戸二丁目 幡多郡三原村宮ノ川 幡多郡黒潮町鈴 南国市包末
----------------------------	------------------------------	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宿毛市の行う橋上地区（坂本換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

令和3年11月5日から同年12月6日まで

3 縦覧場所

宿毛市役所

4 その他

この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
パソコン建築CAD 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月29日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
有限会社イッシキ 高知市北久保10番16号 北久保468ビル
- 随意契約に係る契約金額
31,900,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
数値制御実習室関連機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
令和3年9月30日
- 落札者の氏名及び住所
竹島機工 高知市高須新町四丁目7-24
- 落札金額
42,680,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
令和3年7月13日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月5日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
旋盤 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
令和3年9月30日
- 落札者の氏名及び住所
竹島機工 高知市高須新町四丁目7-24

- 5 落札金額
40,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和3年7月13日